

○九州地方整備局告示第五十七号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

九州地方整備局長 森戸 義貴

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年九州地方整備局告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合には、別表により算出した額とする。

一 占用料		占 用 区 分	単 位	金 額
漁業用施設	その他	(略)	占用面積一平方メートルにつき一年	二十円
				五十円
				(略)
				(略)
その他	(略)	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	十六円
				(略)
				(略)
				二十四円
その他	(略)	外径が〇・一メートル以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二十四円
				(略)
				(略)
				(略)

改正前

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用又は土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合には、別表により算出した額とする。

一 占用料		占 用 区 分	単 位	金 額
漁業用施設	その他	(略)	占用面積一平方メートルにつき一年	二十円
				(略)
				(略)
				(略)
その他	(略)	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	十六円五十銭
				(略)
				(略)
				二十四円五十銭
その他	(略)	外径が〇・一メートル以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二十四円五十銭
				(略)
				(略)
				(略)

二 (略)	ケープ					の 長さ一メートル につき一年	
	ル	ケ	ー	プ	の		
	の	外 径 が 〇・一 五 メ ー ト ル 以 上 〇・二 メ ー ト ル 未 満 の も	の	外 径 が 〇・二 メ ー ト ル 以 上 〇・三 メ ー ト ル 未 満 の も	(略)		
	の	外 径 が 〇・七 メ ー ト ル 以 上 一 メ ー ト ル 未 満 の も	の	外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の	(略)		
	三 百 二 十 円	百 六 十 円	(略)	(略)	十 銭	四 十 八 円 五	三 十 二 円

二 (略)	ケープ					の 長さ一メートル につき一年	
	ル	ケ	ー	プ	の		
	の	外 径 が 〇・一 五 メ ー ト ル 以 上 〇・二 メ ー ト ル 未 満 の も	の	外 径 が 〇・二 メ ー ト ル 以 上 〇・三 メ ー ト ル 未 満 の も	(略)		
	の	外 径 が 〇・七 メ ー ト ル 以 上 一 メ ー ト ル 未 満 の も	の	外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の	(略)		
	三 百 三 十 円	百 六 十 五 円	(略)	(略)	十 銭	四 十 九 円 五	三 十 三 円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。